



# つくばみらい市

## 議会だより

### 第9号

平成20年8月21日  
発行



平成20年第2回定例会を  
開催しました。

弁当の日〈谷原小1年1組〉

#### 主な内容

平成20年第2回定例会（6月）  
 ○平成20年第2回定例会は、6月10日から17日までの8日間の会期で開催しました。  
 ○第2回定例会では、条例の一部を改正する条例1件及び条例を廃止する条例1件、補正予算4件、その他11件（請願2件含）の計17件の議案が提出されました。各議案について、常任委員会に付託され、慎重な審議を行いました。

もくじ

- ・ 議決一覧表 P 2
- ・ 一般質問 P 4

発行：つくばみらい市議会／編集：議会広報特別委員会

〒300-2492 つくばみらい市加藤 237 番地 TEL 0297-58-2111（代表） FAX 0297-20-5760

URL <http://www.city.tsukubamirai.lg.jp> Eメール [gikai01@city.tsukubamirai.lg.jp](mailto:gikai01@city.tsukubamirai.lg.jp)



会期・日程

● 6 月 ●

10 日（火）本会議

開会

会期の決定

委員長報告、質疑、討論、

採決

議案の上程及び説明、

教育委員会委員の任命、

一般質問

11 日（水）本会議

一般質問

12 日（木）本会議

一般質問

議案に対する質疑

専決処分の採決

議案の委員会付託

13 日（金）委員会

総務常任委員会

経済常任委員会

教育民生常任委員会

17 日（火）本会議

委員長報告、質疑、討論、

採決

閉会中の継続調査（議連、

広報）

閉会

平成 20 年 6 月 第 2 回定例会 議決一覧表

議案番号	議 案 名	議案の概要	結 果
報告第 2 号	専決処分の報告について（第 2 号）	庁用車車両事故による損害賠償の額を定めたことについて、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。	報 告
報告第 3 号	平成 19 年度つくばみらい市一般会計繰越明許費繰越計算書について	繰り越した事業費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものです。	
報告第 4 号	平成 19 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	繰り越した事業費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものです。	
議案第 34 号	専決処分の承認を求めることについて（第 2 号）	平成 19 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 5 号）について専決処分をしたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により承認を求めるものです。	
議案第 35 号	専決処分の承認を求めることについて（第 3 号）	つくばみらい市税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により承認を求めるものです。	
議案第 36 号	専決処分の承認を求めることについて（第 4 号）	平成 20 年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について専決処分をしたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により承認を求めるものです。	
議案第 37 号	教育委員会委員の任命について	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により同意を求めるものです。 教育委員 西丸山 豊嶋隆一	同 意
議案第 38 号	つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	地方税法等の一部を改正する法律等が平成 20 年 4 月 30 日に公布されたことに伴い、つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。	原 案 可 決
議案第 39 号	つくばみらい市伊奈町史編纂委員会設置条例を廃止する条例	伊奈町史編纂事業が平成 19 年度をもって完了したため、つくばみらい市伊奈町史編纂委員会設置条例を廃止するものです。	
議案第 40 号	平成 20 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 1 号）	歳入歳出それぞれ 206 万 1 千円を追加し、予算の総額を 137 億 6 千 656 万 1 千円とするものです。	
議案第 41 号	平成 20 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	歳入歳出それぞれ 904 万 3 千円を追加し、予算の総額を 42 億 8 千 887 万 6 千円とするものです。	
議案第 42 号	平成 20 年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第 1 号）	資本金収入及び支出で、収入を 199 万 5 千円追加し 10 億 1 千 204 万 4 千円とする。支出を 199 万 5 千円追加し 11 億 647 万 1 千円とするものです。	



議案番号	議 案 名	議案の概要	結 果
議案第43号	工事請負契約の締結について	板橋コミュニティセンター新築工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものです。	原案可決
議案第44号	平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出それぞれ400万円を追加し、予算の総額を2億6千912万円とするものです。	
発議第5号	長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の改善を求める意見書	高齢者が安心して医療を受けることができるようにするため、国において、低所得者へのより一層の配慮など、負担の軽減を図るとともに、制度導入後の状況を十分把握・検証し、改善すべき問題点を明らかにしたうえで、早急に必要な措置を講ずるよう、衆・参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣あて意見書を提出するものです。	

番 号	請願・陳情名	結 果
請願第1号	あらためて『平川和子さんの講演会』を実施するよう求める請願書	不採択
請願第2号	後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める請願書	
陳情第3号	過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書	請願と同等に取扱わず委員会での審査に留め、全議員及び執行部に回付した

## 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の改善を求める意見書

平成18年6月の健康保険法等の一部を改正する法律により、75歳以上を対象とした長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が、本年4月1日から導入された。

この制度は、高齢者の医療費を社会全体で支える新たな公的医療保険制度として創設され、都道府県ごとにすべての市町村の加入により設置された後期高齢者医療広域連合が運営を行っている。

この制度が始まった4月1日以降、保険証の未着や保険料の徴収ミス、年金からの天引きが多額の反感を招くなど、制度そのものへの信頼がゆらぎかねない状況となっている。

また、保険料負担において一定の激変緩和措置が設けられたものの、被保険者の負担のあり方、及び高齢者担当医の導入などの医療制度の改正に関し、多くの問題が指摘されている。

国は、国民に制度の意義を十分に理解してもらうと同時に、医療保険に対する不安を払拭するための改善努力を行う必要がある。

よって、本市議会は、高齢者が安心して医療を受けることができるようにするため、国において、低所得者へのより一層の配慮など、負担の軽減を図るとともに、制度導入後の状況を十分把握・検証し、改善すべき問題点を明らかにしたうえで、早急に必要な措置を講ずるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月17日

茨城県つくばみらい市議会

(提出先) 衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣



聴き

知しりたい

「一般質問の質問要旨については、議員本人の要約によるものです。」

定例市議会における「一般質問の要旨」を掲載します。

一般質問

(要旨)

## 伊奈町史及び谷和原村史完了に伴う文書資料等の保存について

山崎 貞美 議員

●山崎議員 平成14年に谷和原村史の編纂事業が終了し、また、平成20年1月には伊奈町史編纂事業も終了して編纂委員会を解散したが、この事業は、大勢の市民の皆さんのご協力を得られたことと、更には、当地域に関する資料が、保存されて

いたからに他ならない。これらの資料を後世に引き継いでいく責任と義務がある。公文書館法に則り条例を制定し、旧伊奈町・旧谷和原村の資料等を保存・公開できるようにすべきではないか。歴史に係わる文書資料等は、一度失つたら戻すことができない。市の財政事情を鑑みたと、今、立派な施設建設は求めないが、お金をかけずに、できる所から整理をしておく必要があるか。また、将来に



谷和原公民館十和分館保管資料

資料館建設等もご検討願いたい。

○教育長 伊奈町史に使用した資料については、旧伊奈町給食センター内に保管し、谷和原村史で使われた資料については、谷和原公民館及び十和分館で保存している。

## 福岡堰土地改良区への排水路関係の排水助成金の廃止について

海老原 弘 議員

●海老原議員 市長の以前の答弁では、谷井田の市街地はほとんど下水道が整備されたという説明であったと記憶しているが、現在、市街地でも北7区・北6区・北5区は、まだ整備されていない。

施設整備の重要性については十分認識しているの、燻蒸や定期的な清掃を行い、より良い状態を保ちながら、今後、保存・公開できる場所を検討していく。

○市長 今後の課題については、教育長と協議をして進めて参りたい。

南2区や外記新田、南7区もこれからの整備で、三島地区も同様である。その中で、旧伊奈と旧谷和原の1国2制度では、おかしいからと言う説明があったが、市から助成金廃止の通知を出した人数は、どのくらいであるのか。また、谷和原地区でその料金を支払っている人数は、どのくらいなのか。

○市長 合併以前、福岡堰土地改良区の管轄する排水路に、排水の許可を得ている約500戸分について、当時の土地改良区理事長との話し合いにより、旧伊奈町で使用料を負担してきたが、旧谷和原村では、個人負担であった。なお、通知については、土地改良区の依頼によるものだが、説明責任は、土地改良区側にあると判断する。

○都市建設部長 通知を出した件数は、532件である。また、旧谷和原村での徴収対象者は83件と、福岡堰土地改良区から報告を受けている。



(掲載以外の質問事項)

☆ 間宮林蔵の顕彰と冒険サミット開催について

## 市道の整備予定について

堤 實 議員

●堤議員 小絹旧道八坂神社近くから、ふれあい道路玉台橋付近までの市道は、長さが約300mで約100m舗装されているが、幅2.7mで消防車が入れない。地権者からは、4メートルに拡幅できれば土地を寄付するとの話合いができています。この地区は、市全体から見ても交通量が多い

ところなので、渋滞緩和のためにも是非、来年度予算で進めていただきたい。また、田村集落内の市道の整備については、合併以前に杭打ちされていて着工待ちであったが、合併後、全く進められていない。市長は、旧伊奈に軸足を置いているのか。最後に、伊奈東地区内の市道は行き止まりが多く、道幅が極端に狭くなり消防車が入れない所もある。長期的な視野で改善すべきだと思います。



拡幅要望の市道8-0164号線〈小絹地先〉

市全体のバランスの取れた着工を望むが、市長の見解を求める。  
○市長 市道の整備については、都市計画道路や新駅へのアクセス道路などの骨格道路は、総合計画に基づき行っている。また、通学道路や集落間、集落内の狭隘な道路の拡幅は、危険箇所等、緊急性や必要性の高い路線から優先順位を付けて事業に着手している。なお、事業は公平に行っており、地元の協力の得ら

●高木議員 第3調節池の管理が不十分なため

## みらい平に隣接する東檜戸台地区県管轄貯水池の管理、周辺外周道路整備について

高木 寛房 議員

れる所は、積極的に取り組んで参りたい。  
○都市建設部長 現在の財政事情から、多くの要望に即応し切れないのが現状であるが、可能な限り、補助事業を導入して進めて行きたい。なお、小絹地区の市道の要望については、地元の協力が体制が整っていることから、整備の優先順位は高くなる。また、田村地区については、平成20年度から用地買収を行う予定である。

に、マムシの生息が確認され、居住区内でも発見された。現在も目撃情報に寄せられている。管轄責任者の県における、駆除の方針及び調節池の定期的な整備の状況をお伺いしたい。また、台集落は調節池に隣接しているが、生活道路が非常に狭隘なため、事故や火災が起きた際に、緊急車両はもとより、一般車両の通行にも大変不便な状況にある。これを打開するためには、外周道路開通が必要であり、地域住民の悲願・総意でもある。具体的な工事着工の開始時期、引き渡し時期及び供用開始時期を併せてお伺いしたい。  
○市民経済部長 第3調節池の管理等については、茨城県まちづくりセンターが行っており、草刈等も年2回実施している。マムシの生息については、一昨年、まちづくりセンター長宛に調節池の管理徹底を文書で依頼した。市としては、注意を促す看板を周辺に2基



設置したが、更に県に対し、草刈の回数増や範囲の拡大等、蛇等が生息しにくい環境整備を求めて行きたい。

○都市建設部長 ご質問の道路については、茨城県が整備する計画になっており、現在、まちづくりセンターと県河川課が設計協議を行っている段階である。協議完了後に詳細設計を発注すると確認している。計画では、道路整備の完了は平成23年、供用開始は平成24年であるが、市としては、なるべく早く供用開始ができるよう、県と協議を進めて参りたい。

(掲載以外の質問事項)

☆ 市内小中学校の校舎・体育館等関連施設耐震化の現状について

## 下水道事業について

中山 栄一 議員

●中山議員 つくばみらい市の下水道処理事業は、公共下水道、農業集落排水、コミニティプラント、合併浄化槽などで処理をしているが、現在の接続処理人口は、市の人口4万2千人に対し、約2万2千人である。それぞれの事業の処理人口と一般会計からの繰り出しの今年度予算は、谷和原地区・丘陵部地区をカバーしている公共下水道が1万1千589人に対し4億4千万円、伊奈地区をカバーしている取手地方広域下水道が5千7人に対し5億4千800万円、農業集落排水が3千951人

に対し2億円である。今後、下水道未整備地区の事業を展開する中で、地域状況・補助条件の分析、そしてコスト管理を徹底し、財政運営を圧迫することのないように取り組む必要がある。今後の考え方、進め方をお聴ぎしたい。

○市長 下水道は、欠かせない事業である。農業集落排水等それぞれの整備の制約の中で、投資効果、更には補助率の良い方法を選択し、加入者の促進を図りながら、生活排水ベストプランに基づいて進めていく方針である。

○都市建設部長 工事費用については、工法等の検討を行い、経費の節約を図る。また、全体的な整備については、地域の状況等を考慮し、変更等が可能な場合は、より効率的な整備手法に切り替えるなど、柔軟に対応して参りたい。

(掲載以外の質問事項)

☆ 教育環境の整備について

## 市の乳幼児医療費助成制度について

古川 よし枝 議員

●古川議員 現制度では、所得制限により助成制度が受けられない乳幼児は約1割。国の助成制度がない中、今年4月から就学前までの子どもの医療費は8割保険給付扱いとなった。このことにより、県、市の助成制度の負担金が軽減され、県は4億円、市は415万円程度減る見込みである。昨年6月議会で部長は「所得制限をなくしている所は、外来自己負担は無料になっていない。所得制限撤廃は単独事業なので、関連機関と連携を取りながら研究していく」と答

弁している。500万円です。所得制限を撤廃できる。保険給付改定で市の負担が減った分です。所得制限を撤廃してはどうか。少なくとも、所得制限額は児童手当所得制限の水準に拡大し、対象者を広げるべきではないか。

○市長 医療福祉制度は、県の補助を受け、県の基準に基づいて助成を行っている。所得制限を撤廃することは、市の単独での助成事業ということになり、現在の市の財政事情では難しいと思われる。

○保健福祉部長 当市は、外来自己負担分について、市単独で助成を行っており、所得制限を撤廃することは、市の単独事業が増大することになり、難しいと考えている。

(掲載以外の質問事項)

☆ 後期高齢者医療制度について

☆ コミュニティセンターの整備計画について



## 毎月一回「弁当の日」の実施について

川上 文子 議員

●川上議員 4月から「食育基本法が制定され食育推進のために、毎月1回弁当の日を実施する」と、年間10日弁当の日が決められた。すでに食材の高騰によって今年から年間7日給食が減らされており、合わせると年17日給食がなくなる。しかし、食育基本法は学校に栄養教諭を配置し食生活の改善と給食の充実を求めているが、給食を減らすことを求めているのではない。今、共働き家庭、片親家庭が増え、子育て世代が抱えている新たな貧困も大変深刻だ。若い世代は、そ

の中で一生懸命子育てをしており、いかに子育てをしやすい環境をつくるかが公に求められている。今まで一緒に給食を楽しめた子どもの中で、わずかでも、弁当を楽しむことが出来ない子が存在すれば、新たな痛みを与える結果を生みかねない。見直しを求める。

○教育長 食育の充実については、家庭の協力なしには達成できない。給食センターでは、お知らせを出して啓発活動を行っているが、作る人の有り難さが伝わらず、残す子が減らない状況にある。実施後の子供たちの感想は、お弁当を歓迎する内容が多く、反対意見でも、早起きするお



弁当の日〈谷原小5年1組〉

母さんを気遣う、感謝の気持ちがあがえるものもある。なお、曜日については改善していく。

(掲載以外の質問事項)

- ☆ 学童保育と放課後子どもプランについて
- ☆ 再度「DV被害実態の理解と支援の実際」と題する講演中止について

## 合併後、旧谷和原村のメインイベント「やわらのまつり」消失に対する住民感情について

秋田 政夫 議員

●秋田議員 合併後2年経過し、かつての「やわらのまつり」が消失してしまったことで、住民間には大変、失望感がある。合併は、両町村の互いの良き歴史と伝統を尊重し、設立に至ったわけだが、住民に身近な、或いは地域コミュニティを築く上でも、大切な祭り事を



合併前の「やわらのまつり」

失うことは残念である。特にやわらのまつりは、教育・産業・文化・スポーツが一体となった祭り事で、子供達から高齢者の方々まで幅広く集い、親睦と交流を図っていくものであった。合併は直ちに統一すべきものと、時間をかけて統一していくものがあると思う。地域に根差した文化行事は、住民の声を大切に常に身近にあることである。今後の効果的な判断と、公平な配慮、考えを伺いたい。

○市長 これまでの行事については、役員の方々



により、駐車場の確保などを考慮し、場所や開催日が検討されてきた。今後はどうするべきか、実績等も含め考えていくべきであると思う。

○**教育長** 「やわらのまつり」は文化発表・スポーツ交流及びお楽しみ会の場として公民館会場で実施してきたが、合併後は、お祭りの部分を別にして、文化祭という名称で、実行委員会を組織し、委員の意見を聞きながら文化協会が中心に運営している。今年度も、たくさんの方の市民の皆様に参加していただけるよう、実績等も含め検討している段階である。

(掲載以外の質問事項)

- ☆ つくばみらい市における小中学校教員の業務量の実態について
- ☆ つくばみらい市の防災活動と救援活動について

## 市の財政健全化について

坂 洋 議員

●**坂議員** 地方財政健全化法が平成19年6月に成立し、いよいよ平成20年度決算から本格的に適用される。国からのさしずが減り、各自治体の判断の自由度と権限が強まる中で、当市も自らの責任と判断で財政の健全化に向けて、賢明な舵取りを迫られている。市民の行政運営への関心が深まる中、財政状況や今後の見通しを、地方財政健全化法の趣旨に基づき、市民に解りやすく説明していくことが大切である。そこで①市が抱える市債の現状②厳しい財政事情をどの様に把握し、展望するか③平成20年度予算に

おける削減部門と将来に向けての投資部門について伺いたい。

○**市長** 平成19年度末の市債残高見込み額は224億円で、公債費比率は、全国132類似市町村の中で29番目の14.6%と適正に推移している。今後は、地方債発行を抑制し公債費負担比率の上昇を抑え、また、財政健全化に向け、人件費の抑制と物件費の削減、効果的かつ効果的な行政運営を行う。なお、基本計画の7項目の施策については、重点的に投資して参りたい。

○**財政課長** 平成20年度の予算編成は、人件費・物件費・補助費等、経常的な支出に対しスクラップ・アンド・ビルドの観点から歳出削減を図っている。なお、将来に向けては、歳入確保策を模索しながら、合併特例債事業等を進め、総合振興計画に掲げられた基本目標を具現化していく所存である。

(掲載以外の質問事項)

- ☆ 高齢者福祉サービスについて

## 介護予防事業について

染谷 礼子 議員

●**染谷議員** 介護予防の取り組みとして「介護支援ボランティア制度」を導入してはどうか。この制度は、65歳以上の元気な高齢者の方が介護ボランティアをすることでポイントを貯め、自身の介護保険料の支払いに充てる事ができる。なお、制度には、地域に貢献しながら自身の介護予防につながるという点と、実質的に自身の介護保険料負担を軽減すること

ができるという利点がある。本市の高齢化率は、現在20.4%であり、今後ますます高齢化が進むと考えられる。また、介護保険料は、県内で比較をしても安いとはいえない。介護予防サービスの効果が上がれば、保険料上昇を抑制することになり、積極的な取り組みが必要ではないのか。現在実施をしている介護予防の進捗状況と併せて伺いたい。

○**市長** 介護ボランティアの制度については、今後、研究をして参りたい。なお、当市における介護予防の取り組みについては、介護予防一般高齢者施策の生き生きクラブを實施し、大変盛況である。また、地域包括支援セン



地域包括支援センターのパンフレット



ターにおいても、更なる介護予防事業を推進して参りたい。

○保健福祉部長 生活活  
きクラブ事業については、平成19年度1サークルで実施し、延べ83人の参加をみた。今年度は、3サークル・定員各50名で実施予定である。また、介護予防特定高齢者施策では、通所型介護予防事業「ちよつくらぶ」、訪問介護予防事業として訪問歯科事業「お口のパトロール隊」を実施予定であり、啓発活動も行っていききたい。

(掲載以外の質問事項)

☆ 学校における携帯電話  
話メール配信システムの導入について

# 討論

議案第43号  
工事請負契約の締結について

\*川上議員から「反対討論  
がありました。」

請願第1号  
あらためて「平川和子さんの講演  
会」を実施するよう求める請願書

\*古川議員から賛成討論  
がありました。

\*豊島議員から「反対討論  
がありました。」

請願第2号  
後期高齢者医療制度の中  
止・撤廃を求める請願書

\*川上議員から賛成討論  
がありました。

\*豊島議員から「反対討論  
がありました。」

**会議録の公開  
について**

本会議の会議録は、インターネットのホームページや市立図書館及び議会事務局でご覧いただけます。

なお、最新の会議録の公開開始は、各定例会終了から3ヵ月後となります。

## 市議会行政視察



当市議会では、6月4日に「常総環境センター 生ゴミ堆肥化施設」の視察研修を行いました。この施設は、今まで可燃ごみとして焼却処理をされてきた家庭の生ゴミを堆肥にする施設で、ゴミの焼却量の減量、資源化を図るものです。現在のところ、回収はモデル地区1,400世帯であるとの説明でした。市議会としましては、今後とも事業の取り組みに注目してまいります。

## 音声による 議会だより開始

議会だより第8号から市のインターネットホームページ上で、音声による議会だよりを始めました。音声は、ボランティア団体である「朗読グループかたくり」の方々によるもので、活動は、声の広報としてつくばみらい市の「広報つくばみらい」・議会だより・社協だより」などの音声訳を行っており、社会福祉協議会を窓口にも目の不自由な方々を対象に、無料でカセットテープを貸し出ししています。音声による議会だよりは、お借りしたテープをデジタル変換して作成しています。一度お聴きになっていただければ幸いです。





## 請願と陳情について

- 市民の皆さんが、市政などについて直接市議会に要望する制度として請願・陳情があります。
- ・ 請願は、関係する委員会で内容を審査し、本会議において最終的な決定をします。
  - ・ 陳情は、関係する委員会で審査（請願と同等に扱うかどうか）します。請願と同等に扱われない場合でも全議員及び執行部に陳情書が回付されます。

### 【提出にあたってのお願い】

- ① 請願書（陳情書）には、日本語を用いて、請願（陳情）の趣旨及び内容を記載してください。
- ② 請願者（陳情者）の氏名（署名又は記名押印）及び住所を記載してください。（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名・住所を記載してください。）
- ③ 請願者（陳情者）が2人以上の場合は、代表者を明記してください。
- ④ 請願書には、紹介議員が1人以上必要となり、紹介議員の署名又は記名押印が必要です。紹介議員がいない場合は、陳情として取り扱います。
- ⑤ 請願書及び陳情書は、常時受け付けしていますが、定例会の開会日の7日前（通常）に開かれる議会運営委員会の前日（休日の場合は、その前日）までに、提出されたものについて当該定例会で審査します。
- ⑥ 請願書及び陳情書写（請願者・陳情者の住所、氏名等の入った文書）は、一般に公開されます。あらかじめご了承ください。

【参考様式】		年	月	日
○○○○に関する請願（陳情）				
紹介議員（陳情の場合は必要ありません。）				
氏 名				㊞
請願者(陳情者)				
住 所				㊞
氏 名				
電話番号				
1. 請願（陳情）の趣旨				
_____				
2. 請願（陳情）の理由				
_____				
上記のとおり請願（陳情）いたします。				
つくばみらい市議会議長				様



## 「議会だより」掲載写真募集！

あなたの写真を議会だよりに掲載しませんか？

議会広報特別委員会では、市民の皆さまに親しまれる議会だよりづくりの一環として、通常年4回（2・5・8・11月）発行しています「議会だより」（2色刷り）の表紙を飾る写真を次のとおり募集しています。どうぞふるってご応募下さい。

### ◆◆◆応募要項◆◆◆

- ◎募集内容
  - ・つくばみらい市の「自然」「伝統行事」「暮らし」「街並み」「イベント」など本市の魅力を紹介できる写真作品。
- ◎応募規定
  - ・撮影者自身に著作権のあるオリジナル作品に限ります。
  - ・組み写真、合成写真は除きます。
  - ・撮影者本人が、被写体となった人物、建物の管理者などに、応募することの許可を得てください。
  - ・応募は、市内在住、在勤、在学にかかわらず、どなたでもできます。
- ◎規格
  - ・デジタルデータ（JPEG形式）でお願いします。
  - ・電子メールでの応募に限り、1作品当たりの容量は3メガバイト以内とし、1作品単位でお送り下さい。
- ◎紙面への掲載
  - ・作品はモノクロ写真で掲載されます。
  - ・作品名（15文字以内）及び氏名を掲載します。
- ◎応募方法
  - ・フロッピーディスク、CD-ROMに作品を収録し、①住所②氏名（掲載に際して匿名を希望する場合はペンネームを併記）③電話番号④撮影場所・年月日⑤作品名⑥市外在住の方は当市とのかかわりを別紙に添えて議会事務局にお送り下さい。
  - ・電子メールで応募される場合は、メール本文に上記①～⑥を記載してください。
- ◎受付締切
  - ・作品は随時受け付けていますが、季節を感じる作品については、発行の約1ヶ月前までをお願いします。
- ◎選考・採用
  - ・写真の選考は議会広報特別委員会で行います。
  - ・採用者には電話やメールで連絡します。なお、賞品等はありませんのでご了承ください。
- ◎注意事項（お願い）
  - ・編集上トリミングを行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
  - ・紙面の都合で、表紙以外に掲載する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
  - ・作品は採否の結果にかかわらず原則返却いたしませんので、ご了承ください。



## 市議会を傍聴しませんか!!

議会は、特別な場合を除き、だれでも傍聴することができます。

### ◎傍聴の手続き

傍聴は、先着順で傍聴券に住所、氏名、年齢をご記入していただくだけで、傍聴席（定員50人）に入場できます。なお、常任委員会等の傍聴席は、定員5人となっています。

### ◎傍聴場所

つくばみらい市の議会は、谷和原庁舎3階です。

## 議会TV放映中

現在、伊奈庁舎及び谷和原庁舎のロビーに設置してあるテレビで、議会の本会議の様子を視聴することができます。視聴していただければ幸いです。



## 会期日程のお知らせ

平成20年第3回定例会は、次のとおり開催される予定です。

月日	曜日	会議	内 容
9月3日	水	本会議	開会、一般質問
9月4日	木		一般質問
9月5日	金		一般質問、議案の委員会付託
9月8日	月	常任委員会	総務常任委員会、教育民生常任委員会、 経済常任委員会
9月9日	火		
9月11日	木	特別委員会	決算特別委員会
9月12日	金		
9月16日	火		
9月18日	木	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

日程等については変更になる場合があります。なお、会期日程については、議会運営委員会（通常は開会日の7日前に開催）で協議され、定例会初日の本会議で決定されますので、事前に議会事務局までお問い合わせ下さい。

## 編・集・後・記

予期せぬ災害、岩手・宮城内陸部に議会会期中の6月14日に大地震が発生し、たいへん大きな被害をもたらしました。被災地の方々には心痛をお察し、心からお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧をご祈念申し上げます。

さて、7月4日には、つくばエクスプレス等守谷・つくばみらい議会連絡協議会によるまちづくり議員研修を行いました。JR武蔵野線に本年3月15日新駅として開業した越谷レイクタウン駅周辺におけるUR都市機構が進める特定土地区画整理事業「テーマ・水辺と環境共生まちづくり」による公園広場、複合商業施設、集合住宅、戸建住宅、また駅前に39haを要する多目的調節池事業の視察及び現地説明を受けました。市議会としましては、今後の本市のまちづくりに生かして参りたいと思っております。

前号より新しい形に変わりましたがいかがでしょうか。常に親しみの持てる議会だよりになりますよう努めていきます。

議会広報特別委員会

副委員長 秋田政夫

## ◎ご意見ご感想をお寄せください◎

『議会だより』についてのご意見・ご感想をお寄せください。今後の本紙編集の参考にさせていただきます。また、議会についてのご意見等ありましたら併せてお聞かせください。

〒300-2492 つくばみらい市加藤237番地 つくばみらい市役所 議会事務局まで  
☎58-2111 FAX20-5760 Eメール gikai01@city.tsukubamirai.lg.jp